

3 役員に関して変更があった場合

NPO法人は、次のような役員の変更があった場合には、堺市長あてに「役員変更等届出書」を提出しなければなりません。（なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。）

- ① 新しく役員が就任した場合（欠員補充、増員を含む）
- ② 役員の氏名・住所に変更があった場合
- ③ 役員が再任された場合
- ④ 役員が任期満了で退任した場合
- ⑤ 役員が死亡した場合
- ⑥ 役員が辞任した場合
- ⑦ 役員が解任された場合

再任の場合も堺市へ届出と登記の変更が必要です

役員の任期は2年以内なので、メンバーの入れ替わりがなくても少なくとも2年ごとに再任の届出、登記の変更を行ってください

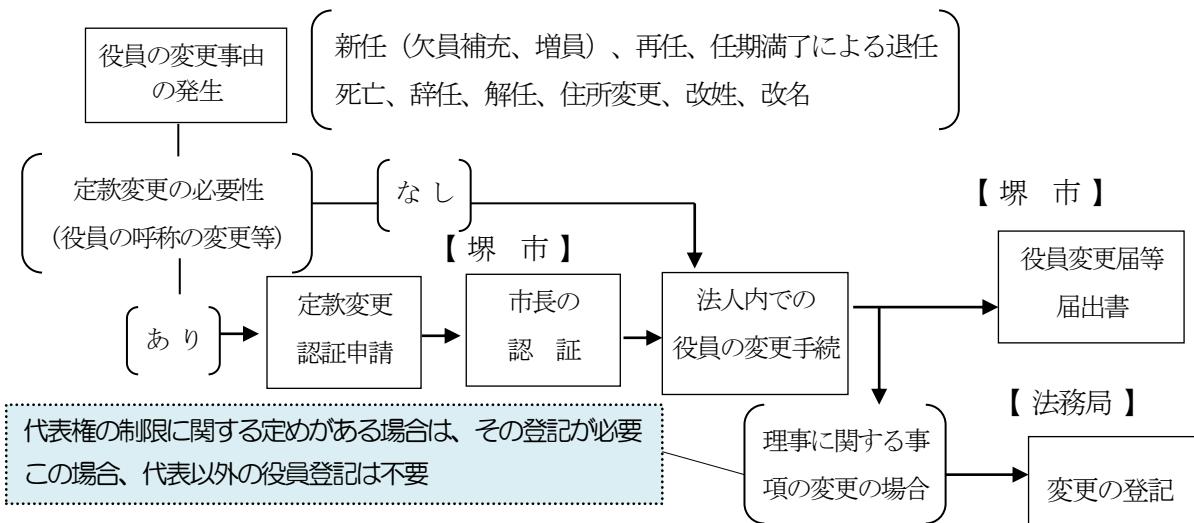
役員の選出は、定款の定めに従って行わなければなりません。また、その他にも、欠格事由などNPO法に定めがあります。4ページの＜役員に関すること＞を参照してください。

＜必要な書類＞

| 順番 | 書類の名称 | ページ | チェック |
|----|--|-----|------|
| 1 | 特定非営利活動法人役員変更等届出書 (様式第4号(第6条関係)) | 83 | |
| 2 | 変更後の役員名簿 | 84 | |
| 3 | 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し (新任の場合のみ) | 85 | |
| 4 | 役員の住所又は居所を証する書面（住民票又は住民票記載事項証明書（コピー不可、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの） (新任の場合のみ) | 86 | |

※ 3及び4の書類は、新任（理事であった役員が監事となった場合（逆のケースも同じ）を含む。）の場合のみ提出してください。

〔手続の流れ〕



※ 堀市への届出と法務局での登記の変更はどちらが先でも差し支えありません。

※ 定款変更が生じた場合は遅滞なく堺市へ総会議事録の写しと変更後の定款を提出しなければなりません。

(1) 役員変更等届出書

【様式第4号（第6条関係）】※日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

| 特定非営利活動法人役員変更等届出書 | | | |
|---|--|------|--------|
| 年　月　日 | | | |
| 堺市長 殿 | | | |
| 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 ふりがな 代表者の氏名 主たる事務所の電話番号 () | | | |
| 定款で規定した正式名称 を記載してください 例: 特定非営利活動法人〇〇 〇、NPO法人〇〇 等 | | | |
| 特定非営利活動法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、次のとおり届出をします。 | | | |
| 変更年月日 | 役職名 | ふりがな | 住所又は居所 |
| 変更事項 | 新任、再任、任期満了による退任、死亡、辞任、解任、 住所若しくは居所の異動、改姓又は改名を記載してください 新任の場合で、役員の欠員の補充を行ったときは、欠員補充と、定数の増加の場合は、増員と併記してください 任期満了の場合で、再任となった場合は、再任と記載してください | | |
| | 理事・監事の別を 記載してください | | |
| 添付書類 | 変更後の役員名簿 (役員が新たに就任した場合) 1 各役員が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し 2 役員の住所又は居所を証する書面（住民票等の原本） | | |
| 備考 | 役員が新たに就任した場合、忘れず添付してください (85・86ページ参照) | | |
| | 変更等があった役員について、すべての事項を記入すること。 役職名の欄には、理事、監事の区分を記入すること。 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記入すること。 なお、新任の場合で、法第22条の規定による役員の欠員の補充を行ったときは欠員補充、定数の変更をして役員の定数を増加させたときは増員と付記すること。また、任期満了と同時に再任となった場合には、再任とだけ記入すること。 改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。 | | |

(2) 役員名簿

【様式例】 ※ 日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙で提出してください。

| 役 員 名 簿 | | | |
|-----------------------|---|----------------|-------|
| 氏名には、ふりがな を付けてください | | 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 | |
| 役職名 | ふりがな 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
| 理事 | | | 有 |
| 理事 | 理事・監事の区分を 記載してください | | 無 |
| ⋮ | 役員報酬の有無を必ず記載してください 報酬を受ける役員の総数は、役員総数 3 分の 1 以下でなければなりません | | 無 |
| ⋮ | | | 無 |
| 監事 | 役員の氏名及び住所は、住民票等のとおりに記載してください ※ パソコンで変換できない文字は、手書きで記載してください ※ 番地等は、「1-2-3」ではなく「1丁目2番3号」等と いうように、住民票等のとおりに記載してください | | 無 |
| ⋮ | | | 無 |

(3) 就任承諾及び誓約書 (各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面)

コピーを提出

【記載例】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

就 任 承 諾 及 び 誓 約 書

新任の場合は、役員変更等届出書に、この「就任承諾及び誓約書の写し」及び「住民票等（原本）」を添付してください。理事を任期満了又は辞任して監事に就任する場合も監事の新任扱いとなります

理事・監事の区分を
記載してください

私は、特定非営利活動法人 ○○○○○○○（法人名） の □□□（役職名） に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条に違反しないことを誓約します。

役員選出の日から就任日までの
間の日付を記載してください

年 月 日

役員に就任しようとしている者が、法人に対して提出する書類です。埠市には写しを提出し、原本は法人で保管してください（原本証明は不要です）。

各法人で定めている代表者
の呼称を記載してください

特定非営利活動法人○○○○○○

理事長 △ △ △ 様

住所（居所）

氏 名

特定非営利活動促進法第20条各号及び同法第21条

(役員の欠格事由)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることとなった日から2年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3 第7項及び第32条の11 第1項の規定を除く。第47条第1項ハにおいて同じ）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることとなった日から2年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員の親族等の排除)

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(4) 住所又は居所を証する書面

- ① 住民基本台帳法の適用を受ける人（日本国籍を有し、市町村の区域内に住所を有する人）は、住民票又は住民票記載事項証明書（本人分のみの交付を受けてください。以下同じ。マイナンバー（個人番号）や本籍地の記載は不要です。）
- ② 外国人登録法の適用を受ける人は、外国人登録原票を証明する市町村長の発給する文書（外国人登録証明書の写しではなく、市町村長から証明を取得してください。）
- ③ 上記以外の人は、住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
これに該当する人は、外国人であって外国に住んでいる人等が想定されます。
外国語の文章には、翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付する必要があります。
- ④ 上記の書面は、申請日の6カ月以内に作成されたものに限ります。

※1 住所又は居所を証する書面が、複数ページにわたる場合はすべてのページを提出してください。

4 定款を変更する場合

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、88 ページの①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です。

88 ページの①～⑩に関する事項以外の定款の変更（[104 ページ参照](#)）については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要です。

なお、**堺市長の認証を受けなければならない変更については認証後でないと効力が生じません。**

なお、定款には、本則（いわゆる定款本文）と附則があり、附則には本則を補足するため、設立当初の措置が定められています。附則とは、**設立当初の暫定的な措置を定めたものであることから、その後、総会での決議等定款本則に定める適正な手続に基づいて、役員の変更（再任含む）や会員の会費等の変更があったとしても、附則そのものを変更する必要はありません。**

※ 所轄庁の変更

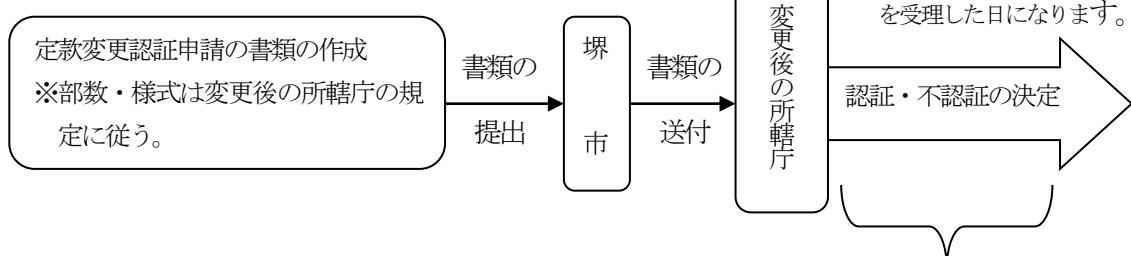
事務所の移転・増設・廃止により所轄庁が変更することがあります。NPO法人の事務所の所在地の変更は、その変更の内容によって必要な手続が異なります。

所轄庁変更を伴う定款変更認証の申請書類の提出は堺市長を経由しなければなりません。

事前に変更先の所轄庁が定める様式や提出部数を確認した上で提出してください。

| 所在地変更の内容 | 変更後の所轄庁 | 必要な手續 | 書類の提出先 |
|------------------|----------------------|-------------------------------------|--|
| ・堺市外へ事務所を移転する場合 | 移転先の都道府県知事又は政令指定都市の長 | 当該移転する都道府県知事又は政令指定都市の長に対する定款変更認証の申請 | 堺市長経由で移転する都道府県知事又は政令指定都市（書類の様式は当該都道府県等のもの） |
| ・堺市外にも事務所を新設する場合 | 主たる事務所の都道府県知事 | 当該移転する主たる事務所の都道府県知事に対する定款変更認証の申請 | 堺市長経由で移転する都道府県知事（書類の様式は当該都道府県のもの） |

〔 所轄庁変更を伴う事務所所在地の変更手続 〕



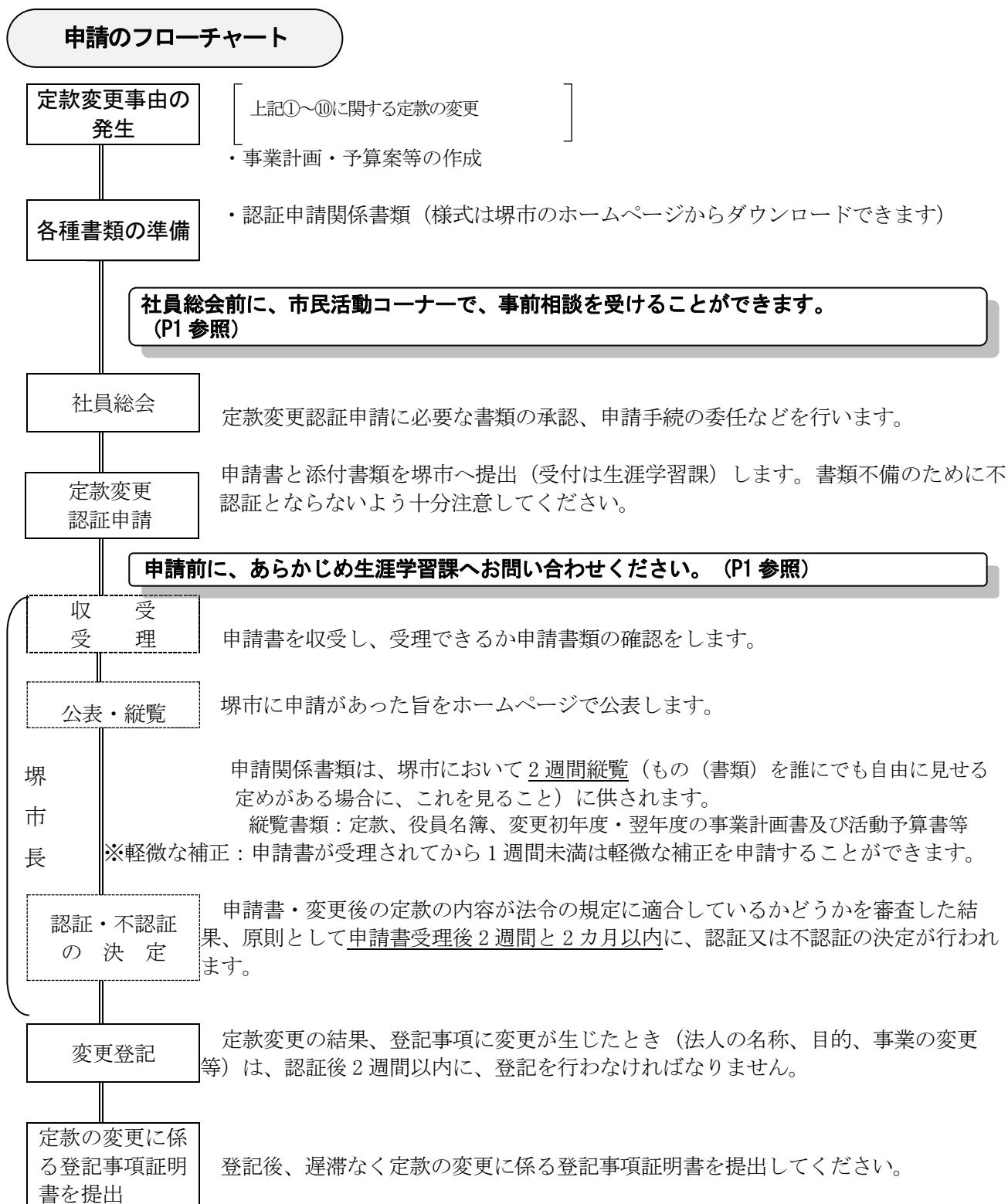
※原則として、申請後、公衆の縦覧終了後2ヶ月以内に認証または不認証の決定が行われます。

(1) 定款変更認証の申請

次の①～⑩に関する定款の変更を行う場合は、堺市長への申請を行い、認証を受けなければなりません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

（注 1）当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。



〔必要な書類〕

| 順番 | 書類の名称 | ページ | チェック |
|---------|--|----------------------|------|
| 1 | 定款変更認証申請書（様式第5号（第7条関係）） | 91 | |
| 2 | 定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し | 93 | |
| 3 | 変更後の定款 | 94 | |
| 4 ※1 | 当該定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（申請から概ね3ヶ月後の日） | 95 | |
| 5 ※1 | 当該定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（申請から概ね3ヶ月後の日） | 97 | |
| 6 ※2 | 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） | 101 | |
| 7 ※2 | 法第1条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 | 102 | |
| 8 ※2 | 前事業年度の法第28条に規定する事業報告書等 事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録・年間役員名簿・前年度の社員のうち10人以上の名簿 又は（設立後これらの書類が作成されるまでの間は）設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録 | 55～81 又は 40～48 | |
| 9 ※3 | 法第52条第3項に規定する書類 | | |

※1 行う活動の種類及び事業の種類の変更（新規事業の追加や事業の削除等）を伴う定款の変更である場合に提出してください。

※2 所轄庁が変更する場合のみに提出してください。

※3 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合のみ提出してください。

① 申請書(堺市の規則で定めた様式です。備考も含め様式どおり作成してください。)。

【 様式第5号（第7条関係）】 ※ 日本産業規格A4用紙で提出してください。

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

年　月　日

堺市長 殿

定款で規定した正式名称を
記載してください
例: 特定非営利活動法人〇〇
〇、NPO法人〇〇 等

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
ふりがな
代表者の氏名
主たる事務所の電話番号 ()

特定非営利活動法人の定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり申請します。

| | 変更後 | 変更前 |
|---------|--|-----|
| 定款の変更内容 | 第〇条 | 第〇条 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・変更する条文を変更後、変更前とも省略せずに全文を記載してください。 「変更前」の記載は認証済の定款に、「変更後」の記載は「変更後の定款」の記載に完全に一致させてください。 ・変更する箇所が明確に分かるよう、変更箇所にアンダーラインを引くなどしてください(必ず変更する条番号から記載してください。)。 ・分量が多く、記載しきれない場合は「別紙のとおり」と記載し、変更前・変更後を記載した別紙を添付してください。 | |
| 変更の理由 | 変更の理由については、簡潔に記載してください | |
| 添付書類 | 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し 2 変更後の定款 (次の書類3は、定款の変更が特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合のみ添付すること。) 3 当該定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 (次の書類4、5、6は、堺市への所轄庁の変更を伴う場合のみ添付すること。) 4 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) 5 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 6 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等 (設立後当該書類事業報告書等が作成されるまでの間は法第10条第1項7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録) (次の書類7は認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更を申請する場合のみ添付すること。) 7 法第52条第3項に規定する書類 | |

【その他】

- ① 次の書類を添付してください。
 - ・定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し
 - ・変更後の定款の全文（設立当初の附則まで必要です。）
 - ② 事業の変更を伴う場合は、上記①の書類と次の書類を提出してください。
 - ・定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - ・定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- ※「定款変更の日」とは、申請日から概ね2週間と2カ月後の日と考えてください。
- ※「定款変更の日の属する事業年度」とは、その日が属する事業年度をいいます。

例：定款で事業年度を「毎年4月1日から翌年の3月31日まで」と定めている場合

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 申請日 | 令和6年1月1日 |
| ↓ | ↓ |
| 定款変更の日（市長の認証日） | 令和6年4月1日（予定） |
| ↓ | ↓ |
| 定款変更の日の属する事業年度 | 令和6年度（R6.4.1～R7.3.31） |
| 定款変更の日の属する事業年度の翌事業年度 | 令和7年度（R7.4.1～R8.3.31） |

- ③ 事務所の所在地の変更により、堺市長が所轄庁となる場合は、上記①の書類と次の書類を添付のうえ、現在の所轄庁を経由して提出してください。
 - ・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿（101ページを参照）
 - ・NPO法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（102ページを参照）
 - ・直近のNPO法第28条に規定する事業報告書等又は（設立後これらの書類が作成されるまでの間は）設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録（55～80ページ又は40～48ページを参照）

② 社員総会の議事録

【様式例】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

写しを提出

特定非営利活動法人○○○○○総会議事録

総会議事録は、NPO法人に備え置かれるものです。堺市には写しを提出し、原本はNPO法人で保管してください（原本証明は不要です）

1. 日 時： 年 月 日 時 分から 時 分まで
2. 場 所：
3. 出席正会員数： 名 (うち委任状出席者数 名) 正会員総数 /

出席者数が総会開催の定足数を満たしている必要があります

定款に正会員総数を記載する旨の規定がある場合は、必ず記載してください

4 議長の選任

理事長〇〇〇は、本日の総会は正会員総数の〇分の〇以上の出席があったので有効に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席に着き、〇〇時〇〇分 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会の開会を宣言し、議事に入った。

定款であらかじめ総会の議長を定めている場合は、「定款〇〇条の規定により〇〇〇を議長とし、本人は議長席に着き、〇〇時〇〇分 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の総会の開会を宣言し、議事に入った」と記載してください。

5. 議事

第1号議案 定款変更申請の件

議長は、定款変更について、変更案を示しその承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

申請する定款の変更を、定款の規定に基づいて議決してください

第2号議案 ○○○○年度及び△△△△年度の事業計画書承認の件

議長は、〇〇〇〇年度及び△△△△△年度の事業計画書の案を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 ○○○○年度及び△△△△年度の活動予算書承認の件

議長は、○〇〇〇年度及び△△△△△年度の活動予算書の案を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

行う活動の種類・事業の種類の変更を伴う定款の変更の場合は、2年分の事業計画書と予算書の添付が必要です

事業計画・予算が総会の議決事項であって、添付される事業計画書と予算書の内容の承認が、定款変更を議決した総会と同一の総会で行われた場合は、その旨も記載してください。

第4号議案 議事録署名人の選任の件

議事録署名人について、議長から本日出席の〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

定款で議事録署名人の選任を定めている場合は、記載が必須です

議長は、以上をもって特定非営利活動法人○○○○○○の総会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。(○○時○○分)

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議長

③ 変更後の定款 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

総会での議決を受け、申請書で変更することとした箇所以外は変更できません。それ以外の箇所はすでに認証済みの定款の内容と一致させてください。（附則も定款の一部ですので省略せずに記載してください。）

また、定款には「本則（いわゆる定款本文）」と「附則」があり、「附則」には「本則」を補足するため、設立当初の措置が定められます。したがって、役員の氏名や入会金・会費の額等が附則にだけ定められている場合、役員や入会金の会費の額に変更があつても附則の変更は不要です。ただし、会費の額等が本則に定められている場合は、定款変更の認証申請が必要となります。

④ 事業計画書

・定款変更の日の属する事業年度及び翌年度の事業計画書はそれぞれ別のページで作成してください。事業を追加する場合は、追加する事業だけではなく、法人全体の1年間の事業計画を記載してください。

※ 定款変更の日の属する事業年度及び翌年度の事業年度の考え方については、92 ページを参照してください。

ただし、「その他の事業」が定款上明記されていて、当該年度に実施しない場合は、事業計画書に「その他の事業」という項目を作成し「当該年度は実施予定なし」と明記してください。

・この書面は、申請後2週間縦覧されますので、市民の目からみてどのような事業がどのように実施されるのか、記載例を参考にわかりやすく記載してください。

【様式例】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

○ 年度事業計画書

(令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

1 事業年度の計画書
としてください

事業を追加する場合は、追加する事業の計画だけでなく、
法人全体の1年間の事業計画を記載してください

特定非営利活動法人 ○〇〇〇

I 事業の実施方針

設立〇年度にあたり、法人としての組織基盤をより確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、介護保険の指定事業者としての活動を中心に訪問介護事業及びホームヘルパーの養成事業を行う。

その他の事業については、法人の保有する土地を活用して、駐車場賃貸事業を行い、その利益を特定非営利活動にあてる。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 訪問介護事業

【内 容】 要介護者宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護等を行う。

【実施場所】 要介護者宅

【実施日時】 毎日（第2、4土曜日を除く）

午前9：00～20：00

定款上のどの事業なのかが明確に分かるよう
に定款上の事業名で記載してください

【事業の対象者】 要介護者

事業の対象者が、不特定多数であること
が分かる記載にしてください

【収 入】 3,600千円（利用料@3千円×100回×12カ月）

【支 出】 2,950千円（人件費@1.5千円×100回×12カ月=1,800千円、
交通費 600千円 通信費 550千円）

収支の金額は、総額だけでなく、
可能な限り内訳を記載してください。
い。総額は活動予算書の金額と一
致します

・既存の事業については、年度途中の申請であっても、
1年間の計画を記載してください
・追加する事業については、申請から市長に認証される
までの期間（概ね3カ月）を考慮して作成してください

(2) ホームヘルパー養成事業

【内 容】 身体介護等に必要な技術の習得を目的として、3級ホームヘルパー養成講座を実施する。

【実施場所】 ○〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（当法人事務所）

【実施日時】 週一回

【事業の対象者】 介護従事希望者

【収 入】 ○○千円（内訳）

【支 出】 ○○千円（内訳）

他の事業が定款上規定されているが、当該年度には実施
をしない場合は、「その他の事業」という項目を作成し「当
該年度は実施予定なし」と記載してください

2 その他の事業

(1) 駐車場賃貸事業

【内 容】 当法人の保有する土地を駐車場として賃貸する。

【実施場所】 ○〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 一般希望者

【収 入】 900千円（賃貸収入 1月平均100千円×9カ月）

【支 出】 100千円（修繕費ほか）

⑤ 活動予算書

次ページ以降の例を参考に、定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書を作成してください。

※定款変更の日の属する事業年度及び翌年度の事業年度の考え方については、92 ページを参照してください。

【その他】

この書面は、申請後2週間縦覧されますので、市民からみてどのような事業がどのように実施されるのか、次のような点に配慮して、わかりやすく記載してください。

活動予算書

【様式例：その他事業がない場合】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

| ○年度活動予算書 | | |
|--|-------------------------------------|-----------------------------|
| 定款附則の「設立当初の事業 年度」と一致させてください | | 特定非営利活動法人 ○○○○○ |
| | | 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで (単位 円) |
| 科目 | 金額 | |
| I 経常収益 | 科目については60ページ以後を参照してください | |
| 1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費 | ××× | ××× |
| 2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益 | ×× ×× ×× | ××× |
| 3. 受取助成金等 受取民間助成金 | ×× ×× | ××× |
| 4. 事業収益 〇〇事業収益 | ×× | ××× |
| 5. その他収益 受取利息 雑収益 | ×× ×× ×× | ××× |
| 経常収益計 | | ××× |
| II 経常費用 | 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載してください | |
| 1. 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 | ×× ×× ×× ×× ×× | ××× |
| 人件費計 | ×× | |
| (2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息 | ×× ×× ×× ×× ×× | ××× |
| その他経費計 | ×× ×× ×× | |
| 事業費計 | | ××× |
| 2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 | ×× ×× ×× ×× ×× | ××× |
| 人件費計 | ×× | |
| (2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 | ×× ×× ×× ×× | |
| その他経費計 | ×× ×× ×× | |

第4章 NPO法人の運営

| | | | |
|--|--|-------|--|
| | | × × × | |
| その他経費計 | | × × × | |
| 管理費計 | | × × × | |
| 経常費用計 | | × × × | |
| 当期経常増減額 | | × × × | |
| III 経常外収益 | | × × × | |
| 1. 固定資産売却益 | | × × × | |
| ・・・・・ | | × × × | |
| 経常外収益計 | | × × × | |
| IV 経常外費用 | | × × × | |
| 1. 過年度損益修正損 | | × × × | |
| ・・・・・ | | × × × | |
| 経常外費用計 | | × × × | |
| 当期正味財産増減額 | | × × × | |
| 前期繰越正味財産額 | | × × × | |
| 次期繰越正味財産額 | | × × × | |
| 次期事業年度活動予算書の「前 期繰越正味財産額」と金額が一 致することを確認する | | | |

※当該年度はその他事業の実施を予定していません。（その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合は次ページの様式例を参照）

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

XXXX

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

II 經常費用

2. 事業費

費品消耗用具助援

10

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

正味財産への振

△ X X X X X

「受取寄附金振替額」と同額
をマイナス計上

【様式例：その他事業がある場合】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

○年度活動予算書

特定非営利活動法人 ○○○○○

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

(単位 円)

| 科目 | 特定非営利活動に 係る事業 | その他の事業 | 合計 |
|----------------|------------------|--------|-----|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | ××× | | ××× |
| ・・・・・ | ××× | | ××× |
| 2. 受取寄附金 | | | |
| 受取寄附金 | ××× | | ××× |
| 施設等受入評価益 | ××× | | ××× |
| ・・・・・ | ××× | | ××× |
| 3. 受取助成金等 | | | |
| 受取民間助成金 | ××× | | ××× |
| ・・・・・ | ××× | | ××× |
| 4. 事業収益 | | | |
| ○○事業収益 | ××× | | ××× |
| △△事業収益 | | | |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | ××× | | ××× |
| 雑収益 | ××× | | ××× |
| ・・・・・ | ××× | | ××× |
| 経常収益計 | | | ××× |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給料手当 | ××× | ××× | ××× |
| 法定福利費 | ××× | ××× | ××× |
| 退職給付費用 | ××× | | ××× |
| 福利厚生費 | ××× | ××× | ××× |
| ・・・・・ | ××× | | ××× |
| 人件費計 | ××× | ××× | ××× |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | ××× | | ××× |
| 旅費交通費 | ××× | ××× | ××× |
| 施設等評価費用 | ××× | | ××× |
| 減価償却費 | ××× | | ××× |
| 支払利息 | ××× | | ××× |
| ・・・・・ | ××× | | ××× |
| その他経費計 | ××× | ××× | ××× |
| 事業費計 | ××× | ××× | ××× |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | ××× | | ××× |
| 給料手当 | ××× | | ××× |
| 法定福利費 | ××× | | ××× |
| 退職給付費用 | ××× | | ××× |
| 福利厚生費 | ××× | | ××× |
| ・・・・・ | ××× | | ××× |
| 人件費計 | ××× | | ××× |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | ××× | | ××× |
| 旅費交通費 | ××× | | ××× |
| 減価償却費 | ××× | | ××× |
| 支払利息 | ××× | | ××× |
| ・・・・・ | ××× | | ××× |

| | | | | |
|-------------|---------------------------------------|-----|------|--|
| | その他経費計 | ××× | ××× | |
| | 管理費計 | ××× | ××× | |
| | 経常費用計 | ××× | ××× | |
| | 当期経常増減額 | ××× | ××× | |
| III 経常外収益 | | | | |
| 1. 固定資産売却益 | | ××× | ××× | |
| ····· | | ××× | ××× | |
| 経常外収益計 | | ××× | ××× | |
| IV 経常外費用 | | ××× | ××× | |
| 1. 過年度損益修正損 | | ××× | ××× | |
| ····· | | ××× | ××× | |
| 経常外費用計 | | ××× | △××× | |
| | 経理区分振替額 | ××× | ××× | |
| | 当期正味財産増減額 | ××× | ××× | |
| | 前期繰越正味財産額 | | | |
| | 次期繰越正味財産額 | | | |
| | 他の事業で得た利益の振替額 | | | |
| | 前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する | | | |



⑥ 役員名簿

【様式例】※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

| 役 員 名 簿 | | | |
|----------------|---|--|-------|
| 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 | | | |
| 役職名 | ふりがな 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
| 理事 | 理事、監事の区分を 記載してください | | 有 |
| 理事 | | 役員報酬の有無を必ず記載してください 報酬を受ける役員の総数は、役員総数の 3分の1以下でなければなりません | 無 |
| ⋮ | | | 無 |
| ⋮ | | | 無 |
| 監事 | 役員の氏名及び住所は、住民票等とのおりに記載してください ※ パソコンで変換できない文字は、手書きで記載してください ※ 番地等は、「1-2-3」ではなく「1丁目2番3号」等と いうように、住民票等とのおりに記載してください | | 無 |
| ⋮ | | | 無 |

この書面は、申請受理後2週間、縦覧に供されます。
(住所又は居所の記載の部分は除いて公開されます。)

⑦ 確認書

【様式例】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

原本を提出

確 認 書

必ずしもこの様式例を使用する必要はありませんが、
いつ、どのような場で（例えば〇年〇月〇日の総会において）確認が行われたか、
が記載されている必要があります

当法人は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第
12条第1項第3号のいずれにも該当することを、〇年〇月〇日に
開催された総会において確認しました。

所轄庁変更を伴う定款変更を議決した総会等、
確認が行われた総会の日付を記載してください

年 月 日
(書類作成日)

堺市長様

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇

ふりがな
理事長 △△△△

(8) 補正書

提出書類に不備があったときは、その不備が堺市条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から1週間未満に限ります）。補正後の書類を併せて提出してください。

（注）軽微な不備とは、誤記その他これらに類する明白な誤りに係るもののこと。

様式第2号（第4条関係）

| | | 補正書 | 年　月　日 |
|---|-----|--|-------|
| | | 堺市長 殿 | |
| 申請書の場合はその名称、添付書類の場合は申請書及びその名称を記載してください。【記載例：定期変更認証申請書に添付する〇年度事業計画書】 | | 申請者 住所又は居所 ふりがな 氏名 電話番号 () | |
| 年　月　日に申請した[]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項又は同法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり補正を申し立てます。 | | | |
| 補正の内容 | 補正後 | 補正前 | |
| 補正の理由 | | | |

定款
第〇条 〇〇〇
.....

定款
第〇条 △△△
.....

補正部分に下線を引いてください

(2) 定款の変更届

次の事項に係る定款の変更を行った場合（定款変更認証以外のすべての定款変更）は、堺市長に届出を行わなければなりません。

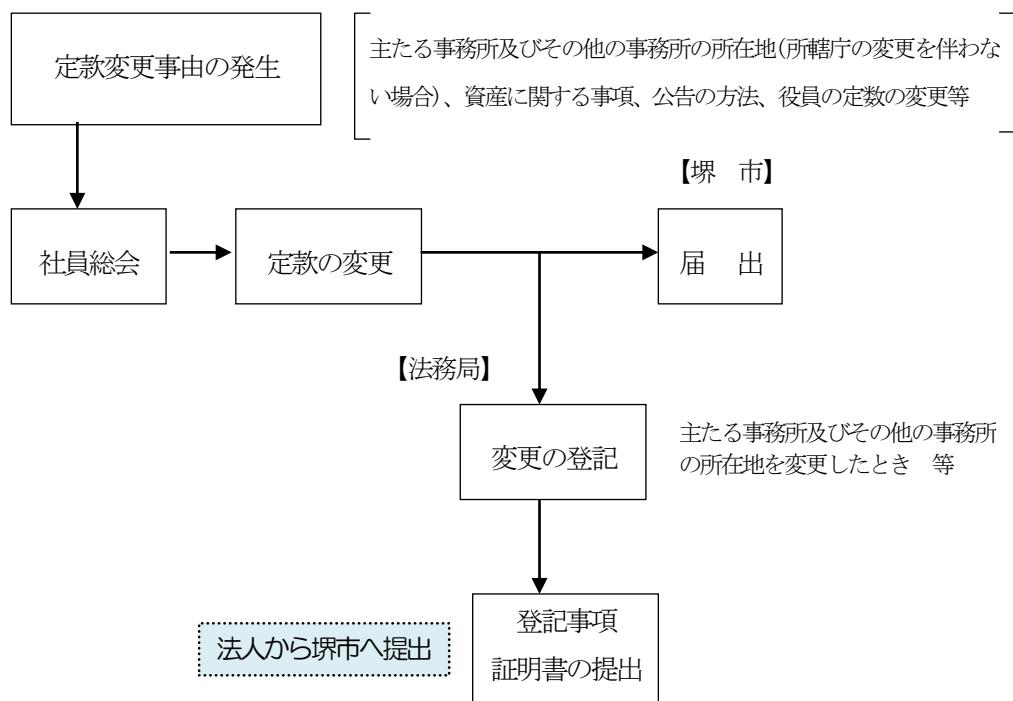
- ① 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）
- ② 役員の定数の変更
- ③ 資産に関する事項の変更
- ④ 会計に関する事項の変更
- ⑤ 事業年度の変更
- ⑥ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
- ⑦ 公告の方法の変更
- ⑧ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項）

なお、事務所の所在地の変更を行った場合においても、次の場合は定款の変更とならないため、届出は不要となります。

- ・ 定款で事務所の所在地の規定が「大阪府堺市に置く。」等となっており、堺市内で住所を変更する場合。

ただし、法務局での登記の変更は必要であることにご留意ください。また、堺市からNPO法人に連絡したい事項があるときに必要ですので、事務所の所在地や連絡先に変更があった場合は、文書やFAX等（様式の定めはありません）でお知らせください。

〔手続の流れ〕



登記事項に変更が生じた場合には、NPO法人は、主たる事務所の所在地の法務局においては2週間以内に変更の登記が必要です

〔必要な書類〕

| 順番 | 書類の名称 | ページ | チェック |
|----|------------------------------------|-----|------|
| 1 | 特定非営利活動法人定款変更届出書 (様式第6号(第8条関係)) | 106 | |
| 2 | 定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し | 93 | |
| 3 | 変更後の定款 | 94 | |

【様式第6号（第8条関係）】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人定款変更届出書

年　月　日

堺市長 殿

定款で規定した正式
名称を記載してください
さい 例:特定非営利
活動法人〇〇、NPO
法人〇〇 等

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

ふ　り　が　な

代　表　者　の　氏　名

主たる事務所の電話番号 ()

特定非営利活動法人の定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、次のとおり届出します。

| | 変　　更　　後 | 変　　更　　前 |
|---------------|---|---------------------|
| 定　款　の　変　更　内　容 | <p>第〇条 …… 2 ……</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 変更する条文を変更後、変更前とも省略せず、全文を記載してください。 また、変更する箇所が明確に分かるよう、変更箇所にアンダーラインを引 くなどしてください（変更する条番号から記載してください） </div> | <p>第〇条 …… 2</p> |
| 変　更　の　時　期 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">変更日を記載してください（社員総会の議決が必要）</div> | |
| 変　更　の　理　由 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">変更の理由について、簡潔に記載してください</div> | |
| 添　付　書　類 | 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し 2 変更後の定款 | |

(3) 定款の変更に係る登記事項証明書の提出

定款変更の登記をしたときは遅滞なく、登記事項証明書を堺市長に提出してください。

| 順番 | 書類の名称 | ページ | チェック |
|----|--|-----|------|
| 1 | 特定非営利活動法人定款変更登記完了届出書 (様式第7号(第9条関係)) | 107 | |
| 2 | 登記事項証明書(原本) | | |

* 書類は、この順に並べて、綴じないで提出してください。

【様式第7号(第9条関係)】 ※日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人定款変更登記完了届出書

登記された主たる事務所の所在地と一致させてください

年月日

堺市長殿

定款で規定した正式名称を記載してください
例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇〇等

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
ふりがな
代表者の氏名
主たる事務所の電話番号 ()

認証書に記載された認証日と文書番号を記載してください

年月日付け堺市 第 号で定款の変更の認証を受けた
年月日付けで定款の変更の届出をした

特定非営利活動法人の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、届出をします。

認証を受けた定款変更については、認証書に記載された認証日と文書番号を記載し、認証を必要としない定款変更については、届出日を記載してください

(添付書類)

登記事項証明書

5 解散をする場合

NPO法人は、次の事由により解散します。

[解散事由]

| | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 社員総会の決議 | (5) 合併 |
| (2) 定款で定めた解散事由の発生 | (6) 破産手続開始の決定 |
| (3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功的不能 | (7) 設立の認証の取消し |
| (4) 社員の欠亡（ひとりもいなくなること） | |

【社員総会の決議により解散する場合の手続の流れ】

- ① 社員総会の開催（109ページの議事録例を参照）
 - ・NPO法人の解散について意思決定します。
 - ・残余財産の処分方法について決定します。
 - ・清算人を選任します。（原則として理事全員が清算人に就任します。総会でその他の者を選任することも可能です。）
- ② 解散の登記〔法務局〕
 - ・清算人は、法務局にNPO法人の解散と清算人を登記します。（主たる事務所所在地は2週間以内に登記が必要です。併せて清算人の印鑑を登記します。）
 - ・解散の登記をした時点で、NPO法人は「清算法人」となり、清算の範囲内で存続することとなります。
- ③ 解散届出書の提出〔堺市〕
 - ・清算人は、堺市長へ解散届出書を提出します。（添付書類：解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書）（111ページを参照）
- ④ 解散公告
 - ・清算人は、就任の日から遅滞なく公告を行い、債権者に一定の期間内に請求の申し出を督促します。（公告は、NPO法の規定により「官報」で行うこととされていますが、定款に、官報以外の方法を併せて行う規定を置いている場合にあっては（ア）解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告及び（イ）清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告については、定款に定められた公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります。）
- ⑤ 清算の結了
 - ・清算人は、定款に残余財産の帰属先の定めがない場合、「残余財産譲渡認証申請書」を堺市長に提出します。（114ページを参照）
 - ・清算人は、債権者に債務の支払等を行い、残余財産を帰属先に引き渡します。
 - ・清算人は、法務局に清算結了の登記をします。（法人格の消滅）
- ⑥ 清算結了届出書の提出〔堺市〕
 - ・清算人は、堺市長に「清算結了届出書」を提出します。（添付書類：清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書）（112ページを参照）

官報について

官報は「法令の公布紙・国の広報誌」として明治16年7月2日に創刊された全国紙です。

NPO法では、解散の公告は官報で行うことと規定されています。

公告の方法や料金については、官報販売所にお問い合わせください。

大阪地区官報販売所 （株）かんぽう 大阪市西区江戸堀1-2-14
TEL 06-6443-2171

【解散総会の議事録 様式例】

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇総會議事録

解散総會議事録は堺市への提出は不要ですが、法務局（登記所）への解散登記申請の際には添付が必要です

1. 日 時： 年 月 日 時 分から 時 分まで

2. 場 所：

3. 出席正会員数： 名（うち委任状出席者数 名） 正会員総数 名

定款に規定された定足数が必要です

4. 議長の選任

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇の総会において、上記のとおりの者が出席した。理事長〇〇〇〇氏は、本日の総会は正会員総数の〇分の〇以上の出席があったので、有効に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席に着き、〇〇時〇〇分 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会の開会を宣言し、議事に入った。

5. 議 事

第1号議案 解散の件

議長は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の解散について全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 残余財産の処分の件

議長は、残余財産〇〇〇〇円に関し、△△△△に譲渡することについて全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 清算人の選任の件

議長は、清算人の選任について諮ったところ、満場一致で次の者を選任した。なお、被選任者はその就任を承諾した。

清算人 〇〇〇〇

第4号議案 議事録署名人の選任の件

議事録署名人について、議長から本日出席の〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

議長は、以上をもって特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。（〇〇時〇〇分）

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

以上

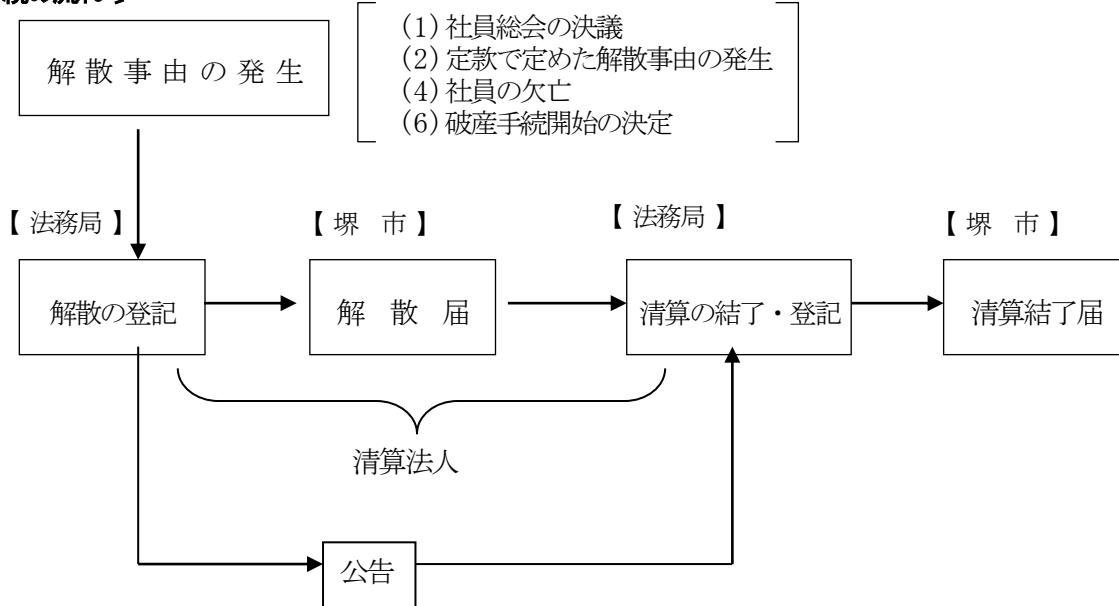
(1) 解散届

法人が、〔解散事由〕の(1)、(2)、(4)、(6)により解散した場合は、清算人は、堺市長に届出を行なう必要があります。

〔必要な書類〕

| 順番 | 書類の名称 | ページ | チェック |
|----|------------------------------------|-----|------|
| 1 | 特定非営利活動法人解散届出書 (様式第11号(第14条関係)) | 111 | |
| 2 | 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 (原本) | | |

〔手続の流れ〕



清算人は、債権の公告を遅滞なく少なくとも1回官報に掲載し、債権者に一定の期間内に請求の申出を催促します。

【様式第11号（第14条関係）】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人解散届出書

年　月　日

堺市長 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

ふりがな

清算人の住所・氏名を
記載してください

氏 名

電 話 番 号

()

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、次のとおり届出をします。

| | |
|--------------------------|--|
| 解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 | <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px;">解散の事由を記載してください</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1号 社員総会の議決</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2号 定款で定めた解散事由の発生</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4号 社員の欠亡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6号 破産手続開始の決定</div> |
| 解散の事由 | 特定非営利活動促進法第31条第1項第 <u>1・2・4・6</u> 号による解散 (解散事由に応じて該当号数に○印を記入すること) |
| 解散の理由及び経緯 | <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px;">解散の理由及び経緯について具体的に記載してください</div> |
| 添付書類 | 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 |

(2) 清算結了届

清算人は、清算結了後に、登記事項証明書を添えて、堺市長に届出を行う必要があります。

〔必要な書類〕

| 順番 | 書類の名称 | ページ | チェック |
|----|--|-----|------|
| 1 | 特定非営利活動法人清算結了届出書 (様式第14号(第17条関係)) | 112 | |
| 2 | 当該届出に係る特定非営利活動法人の清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書(原本) | | |

【様式第14号(第17条関係)】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人清算結了届出書

年 月 日

堺市長 殿

定款で規定した正式名称を
記載してください 例:特
定非営利活動法人〇〇、N
PO法人〇〇 等

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住 所
ふ り が な
氏 名

電 話 番 号 ()

清算人の住所・氏名を記載して
ください

特定非営利活動法人 _____ の清算が結了したので、特定非営利活動促進法

第32条の3の規定により、届出をします。

添付書類

当該届出に係る特定非営利活動法人の清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書

(3) 解散認定申請

NPO法人が、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」により解散しようとする場合は、堺市長の認定を受けなければなりません。これは、法人の活動目的である事業の成功が確定的に不可能となった場合、当該法人が存続している意味はなくなりますが、事業の成功が不能であるか否かについては不明確な場合があり得ることから所轄庁による認定が必要とされているためです。

〔必要な書類〕

| 順番 | 書類の名称 | ページ | チェック |
|----|---|-----|------|
| 1 | 特定非営利活動法人解散認定申請書 (様式第10号(第13条関係)) | 113 | |
| 2 | 特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書類 | | |

【様式第10号(第13条関係)】※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人解散認定申請書

年 月 日

堺市長 殿

| |
|---|
| 定款で規定した正式名称 を記載してください 例: 特定非営利活動法人○ ○、NPO法人○ 等 |
|---|

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
ふりがな
代表者の氏名
主たる事務所の電話番号 ()

特定非営利活動法人の解散認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|-----------------------|---|
| 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯 | 事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯について具体的に記載してください |
| 添付書類 | 特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面 |

(4) 残余財産の譲渡の認証

解散したNPO法人の残余財産の帰属先について、定款に定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡する場合を除き、国庫に帰属します。

国又は地方公共団体に譲渡しようとする場合は、堺市長に認証申請を行い、認証を受ける必要があります。

残余財産の帰属先について定款に定めがなく、NPO法に定める他の法人へ譲渡しようとする場合は、解散前に社員総会を開催し、定款に具体的な帰属先を明記するための定款変更認証申請を行う必要があります。（認証までは概ね2~3カ月程度が必要です。）

〔必要な書類〕

| 順番 | 書類の名称 | ページ | チェック |
|----|--|-----|------|
| 1 | 特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書 (様式第13号(第16条関係)) | 114 | |

【様式第13号(第16条関係)】 ※日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

堺市長 殿

特定非営利活動法人の名称

| | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 清算人の住所・氏名を 記載してください | 清算人 住 所 ふりがな 氏 名 電 話 番 号 () |
|------------------------|---------------------------------------|

解散した特定非営利活動法人の残余財産を譲渡することの認証を受けたいので、特定非営利活動促進法32条第2項の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|------------------------------------|---|
| 解散した特定非営利活動法人の 主たる事務所の 所 在 地 | <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 謙度の対象が地方公共団体の場合、名称を記載してください なお、謙度を受ける者が複数ある場合には、各別に謙度する財 産を記載してください </div> |
| 謙 度 す べ き 残 余 財 産 | <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> </div> |
| 残 余 財 産 の 謙 度 を 受 け る 者 | 国・地方公共団体 () |
| 上記の謙度を 受ける者を決 定した理 由 | <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 上記の謙度を受ける者を決定した理由を具体的に記載してください </div> |

(5) 清算人の就任届

清算人が変更した場合など、NPO法人の清算中に清算人が就任した場合は、登記事項証明書を添えて、堺市長に届出を行う必要があります。

〔必要な書類〕

| 順番 | 書類の名称 | ページ | チェック |
|----|---------------------------------------|-----|------|
| 1 | 特定非営利活動法人清算人就任届出書 (様式第12号(第15条関係)) | 115 | |
| 2 | 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 | | |

【様式第12号(第15条関係)】※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人清算人就任届出書

堺市長 殿

年 月 日

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

ふりがな

氏 名

電 話 番 号 ()

清算人の住所・氏名を
記載してください

特定非営利活動法人の清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届出をします。

| | | | |
|--------------------------|----------------------------|--------------|--|
| 清算中の特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 | | | |
| 就任した清算人の ふりがな 氏名 | 住 所 | 就 任 年 月 日 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 添付書類 | 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 | | |

6 合併をする場合

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法33)。

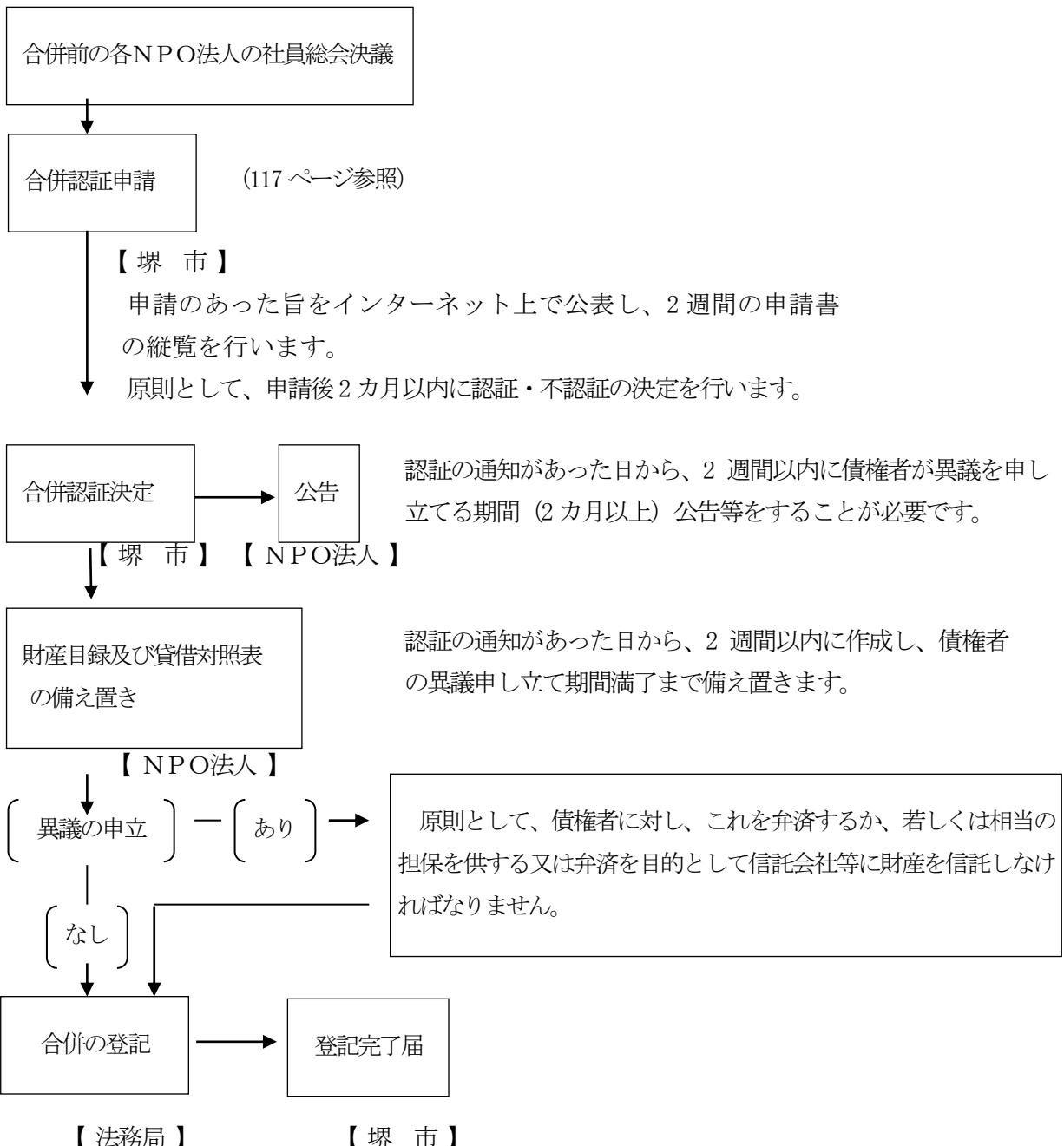
NPO法人が合併する場合は、合併後のNPO法人の事務所の所在する所轄庁の認証を受けなければなりません。

堺市の認証を受けるときは、合併により設立する又は合併により存続するNPO法人の事務所が堺市内のみである場合に限られます。

合併の認証に伴う手続については、原則として設立認証手続に準じて行います。

なお認定、特例認定NPO法人と合併する場合は認定、特例認定NPO法人の手引を参照してください。

〔手続の流れ〕



【様式第15号（第18条関係）】 ※ 日本産業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人合併認証申請書

年　月　日

堺市長 殿

申請者 合併の認証を受けようとする
特定非営利活動法人の名称
ふりがな
代表者の氏名
主たる事務所の所在地

合併する前の法人の連名
で申請してください

合併の認証を受けようとする
特定非営利活動法人の名称
ふりがな
代表者の氏名
主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第4項の規定により、次のとおり申請します。

| | | |
|---|---|----------------------------|
| 合併により存続しようとする、又は合併により設立しようとする特定非営利活動法人に係る事項 | 名 称 | その他の事務所がない場合は、空欄のままとしてください |
| | 代 表 者 の 氏 名 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| | その他の事務所の所在地 | |
| | 定款に記載された目的 | |
| 添付書類 | 1 合併の議決をした社員総会の議事録の写し (次の書類は、合併後存続しようとする、又は合併により設立しようとする特定非営利活動法人に係るものを添付すること) | |
| | 2 定款 | |
| | 3 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) | |
| | 4 各役員が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し | |
| | 5 各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等の原本） | |
| | 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 | |
| | 7 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 | |
| | 8 合併趣旨書 | |
| | 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 | |
| | 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 | |

【その他】

- ① 添付書類のうち、「合併の議決をした社員総会の議事録の謄本」は、合併前の各NPO法人に関するものとなります。それ以外の書類は、合併後のNPO法人に関する書類となります。
- ② その他、添付書類等については設立認証申請を参照してください。